

# 1 2月定例会の概要



令和4年第9回12月定例会は、11月28日から12月14日までの17日間の会期で行い、市長提案議案等27件及び陳情1件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

## 手話言語条例の制定、

## 消防団員の処遇改善等に関する条例の

## 改正など27議案を議決

### 第68号 手話言語条例を新たに制定

手話は言語であるという考えに基づき、聴覚障がい者及び手話に対する理解を深めるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進について定め、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目的とするため、新たに条例を制定するもの。

条例制定を広くお知らせするための広報紙への掲載や障がい者へのコミュニケーション手段を広く一般にお知らせする冊子を作成し、市民に配布することを考えている。

学校教育における理解促進について問う。

各学校で障がいのある方への教育及び手話、障がいに関して、子どもたちの理解が一層深まるように校長会等を通じて検討していく。

各学校で障がいのある方への教育及び手話、障がいに関して、子どもたちの理解が一層深まるように校長会等を通じて検討していく。

### 議員

条例制定後の市の対応について問う。

### 議員

いく。



### 第71号 消防団員の報酬等を変更

消防庁が定めた消防団員の報酬等の基準を踏まえ、市消防団員の処遇改善を図るため、団員の報酬及び出動手当を引き上げるもの。併せて、地域の実情、配備車両の入れ替え等に応じて、第1分団（中村西部地区）及び第10分団（玉野地区）の定員を見直すため、条例を改正するもの。

### 市 議員

団員定数見直しの経緯について問う。

第1分団は、配備車両の入れ替えに伴い、他の分団との整合を図るため定員を減員している。第10分団は、地区人口の状況、新規団員の加入見込みなどに基づき定員を減員している。なお、第10分団については、分団長や行政区長と協議を行い、了承を得られたことから改正に至った。

### 第77号 茄子小田橋工事費精算による変更

今回の変更については、各工種における精算による変更となり、橋台部の矢板引き抜きの際の使用機械を現地の施工条件に合わせて変更したことにより、約120万円の増額。土工や護岸のすりつけ工における精算で約85万円の減額など、合計で21万7,800円を増額するもの。

### 議員

出動時の費用弁償の管理について問う。

### 市

火災等により出動した場合、共通の様式により、各分団から日時、活動時間等の報告をいただいております。その報告に基づき支給などの管理を行っている。

消防団員の報酬（年額）

区分	改定前	改定後
班長	39,000円	40,000円
団員	機関員	30,000円
	その他	24,000円
		38,000円
		36,500円

消防団員の費用弁償

区分	改定前	改定後	
災害等による出動	1日につき 2,800円	2時間未満	2,000円
		2時間以上 4時間未満	4,000円
		4時間以上	8,000円
訓練等による出動		2時間未満	2,000円
		2時間以上	4,000円



茄子小田橋（1月5日時点）